

千葉県告示第341号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の9第1項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関として次のとおり指定したので、同法第19条の19の規定により告示します。

令和5年4月14日

千葉市長 神谷 俊一

【病院・診療所】

名称	所在地	指定期間
医療法人社団 慶禄会 吉原クリニック	千葉県緑区あすみが丘東4-1-1	令和5年3月1日から 令和11年2月28日まで

【薬局】

名称	所在地	指定期間
薬局くすりの福太郎 幕張本郷6丁目店	千葉県花見川区幕張本郷6-24-2 1	令和5年3月1日から 令和11年2月28日まで
薬局マツモトキヨシ 千葉作草部店	千葉県稲毛区作草部2-1-16	令和5年3月1日から 令和11年2月28日まで
すずらん薬局	千葉県緑区おゆみ野南4-1-1	令和5年4月1日から 令和11年3月31日まで

【訪問看護事業者等】

名称	所在地	指定期間
ツクイ千葉稲毛訪問看護ステーション	千葉県稲毛区緑町1-18-3 新日本 オフィスビル402	令和5年1月1日から 令和10年12月31日まで